

社会福祉の論理と倫理の考察

—— 大塩中齋の実践倫理 ——

A Consideration of Logic and Ethics on Social Welfare

— Oshio Chusai's practical ethics —

島田 肇

Hajime SHIMADA

キーワード：倫理、論理、大塩中齋、道徳、こころ、人間

Key words : Ethics, Logic, Oshio Chusai, Morality, Mind, Human being

要約

民衆運動である百姓一揆は自己救済性を持っていたのに対して大塩の乱には他者救済性があった。その理由は、多くの百姓一揆は、農民の自立的な経営感覚に基づいていたからであり、農民の勤労意識による自負と真摯性に裏付けられた倫理がそこにはあったのに対して、大塩の乱は、陽明学に基づく教えが大きく影響していたからである。それは「太虚」→「無心」→「道徳功業」や「知行合一」という視点である。無心で欲のない行動は道徳功業である。太虚なところはまた万物を包含し、他者と自己とが一体となるので、他者の痛みも自己の痛みとなる。そうした教えを日常の中で実践する（知行合一）ことこそ、儒教（陽明学）の教えでもあり大塩の目指した生き方であった。大塩の乱は、大塩自身の中にある儒教に基づいた心情の発露であり、倫理の実践であった。倫理とは人間の内面性を基準としている。道徳は社会との関係性の中から考えるので、価値観や公共性、客観性、不動性が求められる。社会福祉の論理と倫理（こころ）について考えることは、社会福祉を「社会」と「福祉」について考える近年の動向と似ている。つまり、社会福祉論理にとって倫理は必要欠くべからざるものであり、「福祉」には「社会」（生きた人間）の姿が見えることが重要である、ということである。こんにちのわれわれには、社会福祉の倫理（こころ）を考えることが必要であり、「生きた人間」と改めて向き合うことが求められている。

Abstract

The peasant riot (people exercise) had self-relief characteristics, but a revolt of Oshio included others' relief characteristics. The reason is because peasant riot was based on the autonomous management sense of farmers. An ethic supported by the sincere nature and self-confidence by the work consciousness of the farmer there. On the other hand, the doctriness of Wang Yang-mind influenced the Oshio's riot greatly. It is a

view point called “emptiness” → “disinterestedness” → “morality” and “the unification of the mind and the deed”. The action doesn't innocently want is a morality. Because the emptiness hold everything and self is united with others, the pain of others becomes the pain of the self. (Unification of the mind and the deed) to practice such a teaching daily life was religious teaching of Confucianism (the doctrines of Wang Yang-ming) and was way of in Oshio. It was the expression of feelings based on a certain Confucianism in Oshio oneself, and the revolt of Oshio was practice of the ethics. It is based with ethics on the man inside. Because we think from a relationship with the society, as for the morality, sense of value and publicity, objectivity, fixity are found. It resembles the recent trend that regards social welfare as “society” and “welfare” to think about the logic and an ethic (mind) in the social welfare. In other words the ethics is indispensable for the social welfare logic, and it is important to “welfare” to influence by a figure of “society (flesh and blood)”. It is necessary for us to think about an ethics (mind) of the social welfare, and it is demanded for today that we face “flesh and blood” again.

はじめに

日本国内を襲った2度にわたる大きな災害は、いま、多くの国民にさまざまなものを見せつけている。それは、平穏な日常では忘れられている事柄であり、人によっては生涯気づかずに過ごしてしまう事であるかもしれない。しかしこうした事態の中、日本国政府の示した言動は、国民ひとりの命よりも大切な何かがあるかのような痴態であった。

いつの時代にも災害は、その時々を震撼させ、多くの人々を苦況に追い込んできた。そしてその都度人間は、そこから多くのことを学び、つづく出来事に活かしてきたはずである。しかし今回の国の対応は、そうした歴史からの教えをほとんど知らないかのような醜態であった。そこには何か欠落していた。

過去に幾度も災害はあった。江戸末期（あるいは幕末）、1831年（天保2年）頃から1839年（天保10年）にかけて起きた天保の飢饉とそれに対する江戸幕府の対応は、その後の日本を大きく変える契機にもなったと考えられている⁽¹⁾。当時、災害に対する江戸幕府の処方とそれに対する国民の怒り、そしてその怒りに向けられた権力の脆弱さは、江戸幕府の無力さを露呈することとなった。その時の幕府にも何か欠けていた。

本稿では、社会福祉の論理と倫理の課題考察を念頭に置いて、その概念分離がまだ行われていない時代状況を江戸幕末期に設定した。吉田久一はこの時期の社会福祉事業を儒教的倫理的慈恵の段階として位置づけている。わが国における社会福祉事業が公的救済施策として行われ始める

のは明治期からであるが、ここではそれ以前の幕末期⁽²⁾における私的な徳あるいは儒教的仁愛の様相を、一揆や打ちこわしといった民衆運動の中で考察することから始める。そして天保の大飢饉を背景として1837年（天保8年）大阪で起きた大塩中斎の乱の中から、大塩の仁愛に基づいた実践倫理について考える。さらにこの実践倫理を道徳との関係から考え、両者の位置関係を考察し、最後に「社会」と「福祉」について見てみたい。

第一章 民衆運動⁽³⁾に見る自立的倫理観の拡大—公的救済以前の救済

「無據天下のためと在、血族の禍をおかし、此度有志のもと申合」（致し方なし、天下のためと思い、血族への禍をもあえて犯し、この度有志のもと申し合わせた）。これは1837年（天保8年）2月19日、大塩中斎（平八郎）らが幕末への助走の契機⁽⁴⁾ともなったと言われる乱（大塩平八郎の乱）を起こした際の檄文⁽⁵⁾の一部である。江戸期256年のあいだで国内に発生した一揆や騒擾はおよそ3000を超えるとされている（青木 1968：3）。その多くは農民を主体とするものであったが、幕末以降明治期の初め頃まではその時代力学も加わって、反体制勢力層も役割の一部を果たす（青木 1968：3）こともあった。大塩の乱もその亜流な出来事として考えることができる。

江戸時代後期の百姓一揆等を見ても、そのひとつのピークである天保期（1830～1843）⁽⁶⁾⁽⁷⁾以降の幕末期、国内に発生した一揆・騒擾は、その原因の多くが、米騰や凶作、飢饉等といった生活苦や生活不安に結びつきやすい食物にまつわるもの、幕政の不正に対する怒り（世直し）の点にあることが理解できる（表）。一揆が、その指導者や関係者に対する厳罰処分であったことからわかるように、まさに「命がけの行動」（青木 1968：3）であり、一揆を起こすも起こさざるも農民の生命がかかっていたことは事実であった。安丸良夫は、民衆運動の原動力として「民衆のなまの欲求や情念」、「民衆の客観的存在に規定された情念や欲求」を指摘するが（安丸 1970：392）、こうした言葉にならないおもいや理屈ではない感情が、過去にも多くの歴史を動かしてきた。ほこ先のはっきりしない欲求や情念のおもいは、農民の怒りに似た感情やその具象としての運動に繋がり、その繰り返しの中から多くの共感者を生んだ。そして、それらの人々をも巻き込んで国民意識にまで昇華していく過程こそが、この時期に大きな時代のうねりをもたらしたと考えられる。安丸は「広汎な民衆が一揆に参加する一般的、基礎的条件は、民衆相互間における共同の利害の形成とその意識化」（安丸 1970：394）だとしている。一揆の多くの主体者である農民は、学問や教養を備えた人々ではない場合が多い。しかし彼らは、いち労働者としての自覚と自負心を持ち、「基本的生産者である自己にふかい誇り」（安丸 1970：397）を持っていた。そうした「みずからの日常生活さえも裏切っていきよにふくれあがった農民の誇りと確信」（安丸 1970：397）こそが一揆という行動であると考え、前記した大塩中斎の檄文の心情に近いものを感じる。従って、農民のそうした行動には確たる自信、正義感が根底にあり、その感

情は、農民というよりはひとりの人間の中にある直観的な倫理観といったほうが適切であるかもしれない。そしてこの場合の倫理観は、自負を持った農民が、年貢や諸役負担等をこなすために出精や儉約、家陸等の努力に基づいたものであり（深谷 1979：49）、「成長過程にある小百姓層の主体的な倫理意識」（深谷 1979：69）であった。社会的な貧困にたいし、幕府による救済が望めない状況の下で、やむにやまれぬおもいで行った行為は、自助そのものであった。家族の幸せや地縁による共同体的繋がりによって結ばれた全体的幸福を願う感情がそこにはあった⁽⁸⁾。一揆の動向が「一村限」を越えて、組織化、大衆化する特徴を持ち、その過程は「村々への廻状による動員という方法」（深谷 1979：77）がとられたのもそのためであろう。ペリー来航に際し、対外的な危機意識から、海防策を幕府に訴えた菅野八郎のように、「孝」や「信」といった彼自身の「経済基盤である農業経営から得た」（庄司 1970：453）儒教思想を、「人間・社会・歴史・自然を貫徹する『天地之定理』」（安丸 1970：430）として基礎づけ、一揆の実践倫理とする者もいた⁽⁹⁾。一揆の対象になる事象が、役人や商人の不正や悪行、非違、苛政、飢饉や困窮に対する役所の無策、そしてその背後の幕藩制国家等に向けられているのはそのためであろう。それは、「領主は、『御救』を中核にした『仁政』を遂行するはずであるという『仁君』幻想、ないしは領主に『仁政』を実行させうるはずであるという『仁政』強制幻想」（深谷 1979：85-86）があれば、なおさら過激であった。長く続いた封建的な力関係から、自立に向けた農民が「みずからの道義的な高さ」（安丸 1970：398）を信じたが故の運動であったのである。農民の感情も儒者の理屈も一体となった論倫（論理と倫理）合体状況（論理と倫理の一相）がここには存在している。

たったひとりの農民の抱いた政治に対する不審や怒りが、時代の意識にまで昇華するには、目に見えない時代のちから、その背後にある多くの貧に苦しむ人々の呻吟に似た感情が存在すると考えられる。天保期以降 1866（慶応2年）頃までの一揆や騒擾の発生件数はおよそ 345 件、そのうち天保期が特に多くおよそ 148 件（約 4 割弱）発生している（谷川 1968：797）⁽¹⁰⁾。黒正巖は、天保期の百姓一揆の原因として次の点を指摘している（黒正 1959：144）⁽¹¹⁾。

1. 凶作不作を中心として

(1) 飢饉のため生活出来ざるが故

(2) 商人又は富豪が不作に乗じて米穀を買い占め米価騰貴したるが故

2. 運上の新設、幣制の攪乱、専売制度等による誅求

3. 役人、村役人の失政、非違

黒正も指摘しているが、天保期一揆の過半数が、凶作不作飢饉に関連して起きていることに注目したい。飢えに苦しむ農民が、その直接の対象として抗争の標的に選んだのは商人や富豪であった。それはこの時期が、貨幣経済、商品経済への転換期として位置づけられ（黒正 1959：144）つつあることのひとつの証ともいえる。農民はいわば「本能的に暴進」（黒正 1959：145）したのである。それはまさに理屈ではない命をかけた暴進であった。「飢え」が慢性的に拡大してい

た背景が幕末期には存在し、多くの農民がそれを実感していた（飢えの一般化）。米を作る側の農民が米に貧窮するという不可思議な現象がそこには存在するが、飢饉はその飢えを倍加させることとなっていたのである。

第二章 大塩中齋の実践倫理

天保期以降の幕末にかかる社会的背景⁽¹²⁾やその背後にあって見えない時代の流れは、大塩の乱をどのように導いたのか。それとも大塩の内なる力によってそれはもたらされたのか。大塩の乱が他の一揆や騒擾と異なり「救民」旗を掲げて蜂起した点や蜂起に際し記された檄文、そして蜂起より4年前に著された『洗心洞筭記』にその要因を知ることができる。

大塩の乱は、一日と続かず乱そのものによる死傷者はわずかではあったが、大阪市内⁽¹³⁾の至る所に火矢や砲礮玉を乱射したため、兵火による火災は多くの市民に甚大な被害を与え、その影響は想像を超えるものがあった。乱の際掲げられた旗幟のひとつに「救民」があった⁽¹⁴⁾。百姓一揆の多くが、地域的繋がりのある人々が自らの生活と地縁者のそれとの共同体的幸福を目指した自己救済性を持っている行動であるのに対して、大塩の乱はそのもっぱらの目的が他者救済に置かれていた点が異なっている。國府犀東が指摘するような社会主義者として大塩の行動を論ずる視点もあるように（國府 1896：171-184）、その言動は社会性を帯びていた。その理由は、大塩自身が大阪町奉行所に在職し、民衆に対する無限責任（宮城 1978；46）を負うべき立場いわば公民であったという事や、大塩の陽明学者としての学識がそのようにさせたとも考えられる。私財である書籍を売り払って得たおよそ650両もの代金を賑恤のために費やしたり、自著『洗心洞筭記』を出版する折にも、書肆に対して販売して得た利益は中国からの舶來書物の翻刻に使用し、広く読者に還元してもらいたい旨を述べている⁽¹⁵⁾などは、大塩の欲のない公共的視点を窺い知ることができる。

また、「天命を奉じて天討を致す」と締めくくられた「檄文」⁽¹⁶⁾には、人民を苦しめ悩ます役人や金持ちに対する怒りが多く記され⁽¹⁷⁾、乱が天下国家に対する欲心によるものではなく、ただ「民への弔（あわれ）み」の「誠心」のみによっていることが記されている。この「誠心」は、儒者山鹿素行や細井平洲の唱えた「誠」の内容に近く、大塩の場合、「致し方なく」蜂起した「無私な心」であることを意味していた⁽¹⁸⁾。百姓一揆の原動力が自立へ向けた主体的な倫理観であるとするならば、大塩のそれは、儒学（陽明学）の教えに基づく「知行合一」、つまり政治は「鰥寡孤独におひて尤あわれみを加ふへくは是仁政」（最も憐れみを加えるのが仁政の基）であり、それに沿わないものは「道德仁義を不存拙き身」（道德仁義を知らない卑劣なもの）として見過ごすことが出来ない倫理である。大塩のこうした心情や「こころうち」には、儒学の理屈と一体となったあるいはそれを越えた大塩自身の強い正義観が現れていると考えられる。自分や家族、門弟の利害、一挙によって被害を被るであろう一般市民のことをまったく無視した言動は、私心

がないという理由だけではとうていに許されるものではない。しかし、あとがない困窮逼迫した状況を前面にした大塩は、内なる心から湧き出る「やむにやまれぬおもい」によって自らの背が押されるのを強く感じたにちがいない。

乱首謀者としての大塩の言動をより確信的なものにしたのは陽明学者としての側面である⁽¹⁹⁾。『洗心洞箚記』(天保4年)(以下、「箚記」と言う)は大塩が41歳の時に刊行された書物である⁽²⁰⁾。相良亨も『箚記』によって、奸吏奸商に天誅を加えるべく立ち上がらないではおられなかった中斎の思想的背景を知ることが出来る」(相良 1980:725)と指摘するように、そこには大塩自身の備忘、自戒、門弟への啓発を促すことを目的とした文言が記されている⁽²¹⁾が、陽明学の教えに基づいたこれらの内容には、箇所によっては4年後の乱を予告するかの記述も見られる。それは本著の中に見える「太虚」→「無心」→「適用(道德功業)」(実践)という構図であると筆者は考えている。「箚記」から学ぶ陽明学者大塩の思想には多くのものがあり研究もされているが、ここでは大塩の「知行合一」の点を考えてみたい。大塩は箚記下78の中で「知行合一の本体」について触れている。「知行合一の本体」とは、王陽明の語録『伝習録』(巻中)に出てくる「是を以て言へば、以て知を致すは之れ必ず行に在ることを知るべく、行はざるは之れ以て知を致すと為すべからざるや明らかなり。知行合一の体、益ます較然たらざらんや」の教えである⁽²²⁾。「知」と「行」とは本来一体のものであり、「知」っていれば行え、「行」うことで知ることとなる。「行」には読書や学問思弁も含まれ、人間の生命という時間的な制約を越えた限りない広がりを持った体験が可能であると考えられた。大塩は書物等で学んだことを自分の生活や自身の問題の中で考え行う姿勢を陽明学から学び、実践を志向した(箚記下122)。それはつまり、知識は人間にとって、日常の中で起きている様々な事柄に活かされなければ意味がない、知識は活かされてこそ学ぶ価値があるし、「学」とはそもそもそのようなことである、と考え貫く姿勢である。一方で大塩には、相良も指摘しているように(相良 1980:726)、「太虚」や「明体適用」という二つの大きな思想柱があり、大塩独自の解釈がそこには現われている。それは以下のような点である。すなわち太虚とは天、「天は吾が心なり」(箚記上2)である。大塩は自らの心が太虚に帰することを願ったひとであった(箚記上59)。それは心と天と太虚が同一線上にある万物一体の世界を意味することでもあった(箚記上2)。太虚はまた「人欲を去」(箚記上115)することでもあり(無心)、それは同時に「非常の事も亦た道なるを知る」(箚記上116)ことでもあった。さらに太虚は「良知」でもあった(箚記上48)。陽明学の祖王陽明は、「良知」を天とも言い換え同意義化して捉え、「致良知」の学が陽明学の別名とされるほど(福永 1980:643)良知の教えを特に重視していた⁽²³⁾。そして「明体適用」とは、明体が帰太虚(無心)、適用は道德功業の意であって、「内面の確立とともに、それが具体的な実践に生かされてゆかなければ真実でないという意味」(相良 1980:726)である。つまり、無心な行いこそが万物を成し(箚記上40)、道德功業になって現れる。「心太虚に帰せんことを欲する者は、宜しく良知を致すべし」(箚記上

48) なので、心が太虚であればその行いは致良知、つまり道德功業である。無私な欲のない行いは道德功業であると同時に太虚な心をも知ることになるという「知行合一」⁽²⁴⁾に近い内容になるのである。「知行合一」に至る「太虚」「明体適用」に則った行為は、道德功業で無心な汚れのない直道な行いと考えることが出来る。箴記上2にも記されているように「天とは吾が心なり。心は万有を包含すること、是に於て悟るべし」、すべては吾が心の中に存在し、あらゆるものが吾が心の中で一体になる（万物一体）（主客合一）考えが、また同時に他者の痛みを自らの痛みとして感じる心にも繋がっていたのであるが、この場合の心とは虚なる心である（箴記上126）。乱との関係で見ると、箴記上89では「無声に聴き、無形に視る」という『礼記』の教えに触れ、「臣の無声に聴き、無形に視て以て君の悪を逢ふる者は天下に多し。此れ慨くべきなり」と記し、天保期当時の社会状況を暗に憂いだり、箴記下20では「徒らに人禍を怖れ、終に是非の心を味ますは、固より丈夫の恥づる所にして、何の面目ありてか聖人に地下に見えんや。故に我も亦た吾が志に従はんのみ」とした箇所は、決起への大塩の意思を感じさせる。さらに箴記下114では、「死は本と悪むべき無し。人の死を悪む所以のものも、亦た其の欲を以てなり」として、心太虚な者には死は恐怖ではないという意思表示が見える。そして箴記最後の下138では、清初の儒学者湯斌（1627-1687）の著『湯子遺書』（巻一）を用いて、「其の言（湯先生）を信ぜずして誰をか之れ信ぜん。故に口に良知を説くと雖も、之を致さざれば、則ち但に湯先生に叛くのみならず、罪を王子（王陽明）に得ん。罪を王子に獲ば、則ち是れ亦た孔孟の罪人ならんのみ」（括弧は筆者による）と、大塩の乱への決意表明とも読めるいち文が記されている。

世の中が百姓一揆の頻発で不安定になり、それに追い打ちをかけるように飢饉の発生によって政治的に動揺する様は、大塩の身邊でにわか自身にも危機迫るものがあった。たとえばそれが、大塩の個人的な出来事の鬱積によるものであったとしても⁽²⁵⁾、またたとえそれが、大塩の個人的な人間性に起因するものであったとしても⁽²⁶⁾、乱そのものは他者に向けられた無私で太虚に依った倫理的行為（慈善）として理解することができる。

第三章 心情発現としての「倫理」と社会規範としての「道德」

大塩の「無私な欲のない行い」は、自身の内なる心の姿の発露として考えることができる。この内なる心は、その発現としての行為それ自体が公共性を持つ程に、また客観的である程に純粹性を増し道德的となる。倫理と道德とは異なり、前者が内なる心に対する規範、後者はそれが現れた外的な行為に対する規範であると筆者は考える。丸山は、日本「神話」の問題性を語る中で、建速須佐之男命（スサノヲ）⁽²⁷⁾の「動機の潔白」性を「『一すじの心情』以外の動機」（ことごとろ）がない点から説明している（丸山 1998b：65）。丸山は「キタナキ心」なく「キヨキ心」による「心情の純粹性」を絶対的基準とする基盤が日本にはある（丸山 1998b：66）と指摘しているが、「無私な欲のない行為」は、丸山の言う「心情の純粹な発露」（丸山 1998b：65）と同意

義で、そうした無私な内なる心に導かれた欲のない大塩の行為は、潔白で「一すじ」な倫理に依っていると考えても良いのではないだろうか。人間の持つ内面性に深く心を傾け、「やまとだましひ」や「たおやめぶり、めめしくはかない心」（丸山 1998a：212）にこそ人間心情の本質を見出したのは本居宣長であった。宣長は「物に触れて感動する精神をば『ものあわれ』」（丸山 1998a：213）として「人間の魂の最も純粋な姿態」（丸山 1998a：213）として尊重しているが、大塩の檄文に出てくる「誠心」は、日本人としての大塩の心、それはつまり「人間の自然の性情の動きのナイーブな肯定＝やまごころ」（丸山 1998a：209）に近いものかもしれない。そう考えると、この心は、儒教的というよりむしろ日本人の心の深層に根ざした何ものか、と言って良い⁽²⁸⁾。

倫理の道德との違いは、倫理が人間の内面性を基準としているのに対して、道德は社会との関係性の中から考える点に特色がある。道德は「社会と個人との関係を基礎として成立する」（渡部 1955：170）のである。孟子は「父子・君臣・夫婦・長幼・朋友」を五倫として、人倫の最も重要なものとして位置づけた。このように道德は関係性の中で位置づけられる特色がある。杖下隆英は「論理は規範」（1970：70）であり、また「倫理もまた規範」（杖下 1970：76）であると指摘する。しかし倫理における規範は自己の内なる基準、つまり百姓一揆の多くの首謀者に見られる自立的倫理や、大塩の場合の他者救済倫理あるいは「やむにやまれぬおもい」といったものと深く関係している。一方で論理における規範は、社会（あるいはその背後にあって時代とともに変遷する価値観）との関係が深く根強いために、公共的、客観的、不動的である。道德もまた社会との関係の中で位置づけられているため客観的規範性が強く求められる。大塩の起こした一挙は、大塩の内なる心情においては倫理的なものであったが、行為による社会への影響を考えると道德的ではない。もし大塩の倫理と当時の社会の道德とが近似していたら、乱というかたちではなくもっと社会に受け入れられたはずである。吉田久一は「慈善・救済思想の近代化の萌芽とは、幕藩体制の教学であった近世的儒教的仁政・仁愛思想から、統一国家の救済思想、そしてボランティアな慈善思想を創出することである」とするが（吉田 1994：89）、大塩自身の儒教的な個人的仁愛に基づく社会的効果を目指した行為は、この分岐点を象徴する典型として理解することができるのではないだろうか。しかし救済は公的な内容が求められるので、高い規範性、客観性、道德性、公共性を持ったものでなくてはならず、内なる個としての私的な慈善とは異なる。大塩の場合、あるいは大塩の生きた時代には、まだその混同があった。

第四章 「社会」と「福祉」

吉田久一は社会や社会問題と社会福祉との関係の重要性を指摘した。社会福祉はその大前提として、「社会」そして社会を構成する「生きた人間」あるいは「生きている人間」としての生活者があり、その生活者が抱える生活問題に対応する事業として存在している。従って、学問的には別としても、実践性を重んじる社会福祉を「社会」と「福祉」とに分けて考察することには殆

ど意味がないといっても言い過ぎではないのである。この社会福祉が組織性・専門性・社会性を備え事業として成立するのは明治期に入ってからであり（吉田 2004：186-190）、幕末期からやや遠い。吉田は「社会福祉改革の中で『社会福祉サービス』が単なる『福祉サービス』の方法となり、『社会性』が薄くなりがち」（吉田 2003：8）であるとして、近年の「社会」と「福祉」を分離して考える傾向を以前から危惧していた。また古川孝順は吉田とは異なり、社会福祉のL字型構造の説明として、社会福祉は一般社会サービスを補充・代替する機能を持ち、その部分は近年拡大傾向にあると指摘（古川 2003：74）したり、社会福祉の「一般社会サービスとのコラボレーションを視野に入れて展開される」（古川 2009：42）部分を福祉施策として位置づけ、福祉政策のブロッコリー型構造（古川 2009：43）として説明しているのは、社会を離れたこんにちの福祉と一般社会サービスとの関連性の拡大を認識しての指摘である。吉田も古川も社会と福祉の乖離した状況は確実に視覚に入れている。論理と倫理の課題も行き着くところ、この「社会」と「福祉」を分けて考察する点と脈略を同じにしていると考えられる。つまり社会福祉事業においては特に倫理のない論理は意味がないと考えるように、「生きた人間」の姿が見えない福祉にはその意義が問われ続ける、ということである。両者に共通している点は「こころ」の欠落である。そしてそのこころを持つ「生きた人間」の消失である。大塩中斎の行動は、大塩の内心のこころを实践という形で表現したもので、そこには未だ未発達な社会福祉論理の萌芽を見ることが出来る。大塩の生きた時代では、大塩自身の中の社会（問題）と（大塩の）福祉とが未分化な形で一体化していた。大塩はその混沌とした自身の中にある状況を乱という形でしか解決に導けなかったのである。こんにちの私達が社会福祉を学ぶ上で、筆者がその倫理性と論理性を分けて考える意味を見出したのは、「こころ」について改めて学ぶ必要性を信じたからである。論から学へ学問が進化し細分化されてきた社会福祉は、いつ頃からか「こころ」について学ぶことをどこかへ忘れてきてしまったのではないだろうか。「福祉のこころ」や「福祉の思想」と言い換えても良いが、「こころ」について学ぶことがこんにち皆無に等しいと憂慮している。「こころ」は目には見えない。目には見えないが確実に存在する「こころ」に私達は再び向き合わなければ、これから益々、多くの人々に社会福祉を学ぶことを困難にしていくのではないだろうか、と考えている。

おわりに

童謡詩人金子みすずは「星とたんぼぼ」と題する詩の中でこう謡った。

『青いお空の底ふかく／海の小石のそのように／夜がくるまで沈んでる／昼のお星は眼に見えぬ。見えぬけれどもあるんだよ／見えぬものでもあるんだよ。散ってすがれたたんぼぼの／瓦のすきに／だまってる／春のくるまでかくれてる／つよいその根は眼にみえぬ。見えぬけれどもあるんだよ／見えぬものでもあるんだよ。』

見えないものに対するまなざしはどこかうつろである。しかし、その視点の先には、ぼんやりとかもしれないが何か映っている。歴史に対する姿勢は、どこかこれに似たようなものがあるように感じられる。社会福祉における倫理や思想の重要性は吉田久一によって示唆された。本稿では、幕末期における大塩中斎の行動を通して、大塩の乱に象徴される実践と倫理の一体化した現象を見た。大塩が示そうとした眼には見えない自身の内から湧き出る心情としての救済意識は、乱というかたちで表象された。外部に現れる救済行動は、法律や制度となって進化発展するが、その思いとしてのところは、いまだこんにちまで人間の内部にとどまっていた、われわれには共感しきれていない。われわれの社会には、社会福祉事業を思想的にあるいは「こころ」の側面から支えられるものが存在するのであろうか。思想的な基盤をもたない社会あるいは社会福祉事業やその体系は脆い、のではないだろうか。論理と倫理という枠組みは守りながら、こんにちその関係性や倫理・思想の中身についての時間をかけた考察が求められているのではないかと考えている。

【註】

1. 大口勇次郎は、遠山が明治維新の叙述に先立って、天保期は維新に登場する社会的政治的諸勢力がほぼ出そろった時期であり、かつ天保期の政治過程には維新の「政治的本質の原型」が認められ、天保期をいわば明治維新の起点と評価している（遠山茂樹（1951）『明治維新』（岩波全書）21-22）点を指摘する（大口 1976：326）
2. 本稿で幕末をいつの時期にするかについては、吉田久一が『新・日本社会事業の歴史』の中で指摘する1833年（天保4年）から1866年（慶応2年）をその時期とする（吉田 2004：127）。
3. 民衆運動については、安丸良夫（1970）「民衆運動の思想」『民衆運動の思想』（日本思想体系 58）岩波書店、が参考になる。
4. 遠山茂樹は、明治維新成立の基本的契機について、幕末あるいは天保期の意義としては、維新を生起せしめた国内的条件が整った時期としてとらえるか、欧米列強の外圧によって其の環境がもたらされたとするのかについては議論があると指摘している（遠山 1951:22）。また榎林忠男は「この騒乱（大塩の乱）は幕政の荒廃をあげ、江戸幕府衰亡の遠因を作ったという点で、その社会的意義は大きい」（榎林 1968：539）と指摘している。（カッコ内は島田による）
5. 「檄文」は1836年11月29日頃（大塩が挙兵したのは翌1837年2月19日）書かれたもので、そのきっかけは江戸廻米令が出たことにあるとされている（宮城 1978：49）。「檄文」全文は、幸田成友（1942）『大塩平八郎』創元社、に掲載されている。またその現代語訳は『日本の名著 27』中央公論社、に詳しい。
6. 青木は江戸時代を前期、中期、後期に分け百姓一揆を考察している。天保期は江戸時代後期にあたり、天明7年（1787）、天保7年（1836）、慶応2年（1866）がピークであると指摘している（青木 1966：117）。
7. 天保期の飢饉の状況を記す資料としては高瀬 保編（1995）『富山藩天保の飢饉留記』（桂新書）がある。本書の原文は、前田文書『天保78 不熟飢饉略記』（富山県立図書館蔵）で、「凶作飢饉による庶民の惨状が克明詳細に記述」（本書 - 訳稿凡例）されている。

8. 1853年（嘉永6年）盛岡藩で起きた大規模な一揆（三閉伊一揆）の指導者のひとりであった栗林村命助が、獄中（1857-1864）から家族にあてた覚え書きないし書簡をまとめた『獄中記』（『民衆運動の思想』（日本思想体系58）岩波書店に収録）には、ひとりの農民が「勤労を中心とした倫理的な生活」（深谷 1979：242）に裏打ちされた「ふつき」（富貴の実現）生活へのおもいが、しみじみと記されている。
9. 菅野八郎は、1866年（慶応2年）に岩代国信夫・伊達両郡におきた百姓一揆の指導者と目された人物である（庄司 1970：449）。八郎の父和藏は儒者熊坂定邦に学び、己の思想を学問としてのそれではなく「農民としての知行合一」（庄司 1970：451）にもとめた人で、八郎はそうした父からその言動を通して多少なりとも儒教思想は学んでいたと思われる。
10. 青木虹二によると、天保年間（1830-43）は江戸時代で最高の一揆件数をみた年代である（青木 1966：117）。
11. 黒正は、1928年の『百姓一揆の研究』（思文閣）の中で、百姓一揆発生の素因として、①地方的人情気質、②領主の更替、③小藩に分裂して反目する事、④領主の不在勝なる事、⑤学問が普及せず人知の低き事、⑥貧富の懸隔の大なる事、⑦僻遠にして山地多き事、⑧不健全なる人口の組み合わせ、等を指摘している。①地方的人情気質は百姓一揆発生の最も大なる意義を持つ素因であり、社会素質構成の重要な要素として掲げ、百姓一揆が頻発している地方には舊家名族が多いとしている。また浪人が多い地方にも一揆多発の素因があるとも指摘している。②領主の更替は、農民が舊領主との関係が良好の場合、その離別を哀惜し、同時に新領主に対して親愛の念を欠くことで不平集積のきっかけとなり、一揆の素地になるとしている。③小藩に分裂して反目する事では、小藩が遺線り融通の余地が窮屈であり、その結果農民に誅求することとなったり、小藩では武士の数が少なく、多数の農民を弾圧するのに窮する事が多いことが素因になるとしている。④領主の不在勝なる事では、その結果制令が行われず、武士が領主より機敏なる裁断を受けることが出来ないことや、領主の不在をいいことに役人が専横を極め、人民の反抗を買うことになるのが素因になるとしている。⑤学問が普及せず人知の低き事では、盲目的絶望的暴動によって主張を貫徹しようとする傾向があるのは、学問人知の低級なる地方であるとしている。⑥貧富の懸隔の大なる事では、農民が武士や富豪から二重の圧迫を受ける事が一揆の素因であるとしている。⑦僻遠にして山地多き事では、僻遠のため交通が未整備で、その結果武士の威令監視が行き届かず、農民の排他心が強く、かつ小地域のもの同士が団結しやすい、としている。⑧不健全なる人口の組み合わせについては、男子が多く、男女人口の組み合わせが不健全な地方には一揆が多発するとしている。
12. この時期の政治・社会は、中瀬寿一（1993）「大塩事件・天保改革当時の“構造汚職”」によって「官・財癒着、賄賂政治、構造汚職」と端的に表現されている。
13. 大阪市内といっても一部の地域で、具体的に大塩一党が辿った進路については、幸田成友（1942）『大塩平八郎』や宮城公子（1978）「大塩中斎の思想」に詳しい図が収録されている。
14. 一挙では、「天照太神宮」、「湯武両聖王」、「八幡大菩薩」、大塩家の家紋である「五七の桐」、それに「救民」等の旗幟が掲げられていた。大塩は、箭記上 124 でも触れているが、「民を視ること傷めるが如し」（視民如傷）という孟子（離婁篇下）の教えを我がものとして重視していたと考えられる。「救民」旗はまさにその象徴であろう。
15. 『洗心洞箭記』（後の自述）に記されている（福永 1980：366）。
16. 「檄文」書かれたのは、1836年（天保7年）12月頃と推定されている（『年譜』『大塩中斎』日本の名著）。

同年の11月29日に幕府より大阪町奉行所に対して江戸廻米令が出され、大塩はそのことに激怒したと伝えられている。その理由は、折りからの凶作続きで大阪市内でさえも乞食、行き倒れ等が続出するなか、他所への米の積み出しは禁止されていたが、そのため京都その他の惨状は悲惨極まりないものであった。そこへの江戸廻米令は、天皇のいる京都への米出荷を禁じているのに江戸へ米を送る事には納得できない、という怒りであると思われる。

17. 「三都の内大坂の金持共年来諸大名へかし付……天道聖人の御心に難叶御赦しなき事に候」の箇所。
18. 拙稿（2011）「社会福祉の論理と倫理の課題－福澤諭吉の被治者観と儒教－」『東海学園大学研究紀要（社会科学研究編）』16を参照。
19. この時期の大塩の言動を革命的な精神との関係から論ずるものもある（黒正 1959：156）（山縣 1994：59）が、大塩自身がそれほどまでの変革的意志で蜂起したと考えることには疑問が残る。そのおもしろ、百姓一揆を起こした農民が置かれた立場のように、より市民的、より嘆願的、より感傷的なものであったと考えられる。
20. 大塩は生前この『洗心洞箚記』の他にも『儒門空虚緊語』（二冊）、『洗心洞学名学 并答人論学書』、『古本大学刮目』（七冊）を家塾にて刊行している。
21. 大塩は「箚記」の冒頭「箚記自述」の中で「余が箚記は、僭して河東の読書録、寧陵の呻吟語、及び寒松堂の庸言等に倣ひ、目の触るる所、心の得る所有る毎に、之を筆にして以て自ら警め、又た以て子弟の憤俳を發するを助くるのみ。故に子弟、転写の勞を省かんが為に、胥謀って諸を梓に上し、家塾に蔵して世に公にせずんば、則ち安ぞ之を許さざるを得んや」と記している。
22. 『伝習録』（巻中）「答顧東橋書（顧東橋に答ふる書）」（答人倫学書）10 - IIに記されている（近藤 1961：242）。
23. 王陽明は、「良知」を他にも「道心」、「天理」、「太虚」、「心の本体」、「未発の中」、「同上」、「中和」、「寂然不動」、「是非の心」、「常覚常昭」、「流行不易」などと言い換えている（福永 1980：643）。
24. 大塩は、知行合一と同じ意味として「心得躬行」（箚記上172・下118）という語句を記している。書を読み、学び、そして考え、日常に活かす、という意味である。
25. 大塩には38歳で与力職を退くまでに大きな三つの転機があったとされている（宮城 1978：7）。それぞれの転機の中で大塩は悩み、もがく中で儒学に出会い、さらに陽明学を知り、そこに救いを求めたのである。しかし、現実の社会は陽明学で学ぶものとは大分違い、酷評の対象でしかなかった。
26. 幸田成友（1977）『大塩平八郎』（中公文庫）によると「平八郎は激し易き人である。勢いに乗じては金頭をわりわりと頭から噛み砕くような人である」といった、人間大塩平八郎を知らしむる記述がある（幸田 1977：100）
27. 「イザナギは、三貴士を生んだ際に、天照大神に高天ヶ原、月読命に夜の食国、タケハヤスサノヲ命に海原の統治を命ずるが、スサノヲは、海原を治めず亡母（イザナミ）のいる根の堅州国に行きたいと言って泣きわめいてきかないので、追放される。そこでスサノヲは、行く前にアマテラスに事情を話していこうと、高天ヶ原に参上する」（丸山 1998b：64）
28. 丸山によると、国学における倫理は、常に儒学倫理との闘争関係の中から捉えられ、それは、①先天的自然的事実の尊重、②人間の具体的＝現実的把握、③自己の心情にあくまで忠実な態度、として理解された（丸山 1998a：209-211）。ここまできて筆者は、前回の論文（「社会福祉の論理と倫理の課題－福

澤論吉の被治者観と儒教－『東海学園大学研究紀要』16、社会科学研究編)において、社会福祉の思想・倫理研究における儒教研究の必要性について論じた点の修正をせざる負えない。

【参考文献】

- 青木虹二 (1966) 『百姓一揆の年次的研究』 新生社
- 同上 (1968) 「揆助」 『日本庶民生活史料集成』 6、三一書房
- 大口勇次郎 (1976) 「天保期の性格」 『岩波講座日本歴史 12 (近世 4)』 岩波書店
- 金子みすず (2004) 『空のかあさま・上』 (金子みすず童謡全集 3) JULA 出版局
- 黒正 巖 (1928) 『百姓一揆の研究』 思文閣
- 同上 (1959) 『百姓一揆の研究 (続編)』 思文閣
- 幸田成友 (1942) 『大塩平八郎』 (日本文化名著選) 創元社
- 同上 (1977) 『大塩平八郎』 中公文庫
- 國府犀東 (1896) 『大塩平八郎』 (偉人史叢) 裳華書房
- 近藤康信 (1961) 『伝習録』 (新釈漢文大系 13) 明治書院
- 相良 亨 (1980) 「『言志四録』と『洗心洞箴記』」 『佐藤一斎・大塩中斎』 (日本思想大系 46) 岩波書店
- 庄司吉之助 (1970) 「菅野八郎」 『民衆運動の思想』 (日本思想体系 58) 岩波書店
- 谷川健一編集代表 (1968) 『日本庶民生活史料集成』 6、三一書房
- 杖下隆英 (1970) 「行動の条理としての倫理 - 倫理と論理 - 」 『倫理学のすすめ』 筑摩書房
- 遠山茂樹 (1951) 『明治維新』 岩波書店
- 中瀬寿一 (1993) 「大塩事件・天保改革当時の“構造汚職” - “大塩中斎生誕 200 年” によせて」 『大阪産業大学論集・社会科学編』 90、大阪産業大学学会、61-76
- 楢林忠男 (1968) 「浪華騒擾記事 解題」 『日本庶民生活史料集成』 6、三一書房
- 深谷克己 (1979) 『百姓一揆の歴史的構造』 校倉書房
- 福永光司校注 (1980) 『洗心洞箴記』 (日本思想体系 46) 岩波書店
- 古川孝順 (2003) 『社会福祉原論』 誠信書房
- 同上 (2009) 「施策コラボレーションとしての福祉施策」 『現代社会と福祉 (第 2 版)』 (新・社会福祉士養成講座) 中央法規
- 丸山真男 (1998a) 『丸山真男講義録 (第一冊)』 東京大学出版会
- 同上 (1998b) 『丸山真男講義録 (第七冊)』 東京大学出版会
- 宮城公子 (1978) 「大塩中斎の思想」 『日本の名著 27』 中央公論社
- 安丸良夫 (1970) 「民衆運動の思想」 『民衆運動の思想』 (日本思想体系 58) 岩波書店
- 山縣明人 (1994) 「『洗心洞箴記』における大塩中斎の変革思想 - 創造的破壊を預言する思想の誕生 - 」 『季刊日本思想史』 43、日本思想史懇話会、43-60
- 吉田久一 (1994) 『日本の社会福祉思想』 勁草書房
- 同上 (2003) 『社会福祉と日本の宗教思想 - 仏教・儒教・キリスト教の福祉思想』 勁草書房
- 同上 (2004) 『新・日本社会事業の歴史』 勁草書房
- 渡部正一 (1955) 「道徳と教育」 『道徳』 有斐閣

【表】1833年－1866年間の百姓一揆・騒擾

年号	年	月	国名	地名	原因・要求	形態
天保	4 (1833)	4	尾張	中山道筋	材木一件	暴動
		7	陸前	苅田郡八村	米払い出し、1000人	強訴
		7	石見	安濃郡	米価引き下げ	不穏
		8	陸中	大槌通	飢饉、米買い占め、500人	打毀
			摂津	兵庫湊	米騰	打毀
			羽後	秋田町	米騰、800人	打毀
			陸奥	青森町	米騰	打毀
			丹波	柏原領	幣制びん乱	暴動
		9	播磨	東部地方	米買い占め、7000人	暴動
			越前	今立郡	米騰	打毀
			信濃	児玉新田	凶作・夫食要求	強訴未遂
		10	常陸	志筑領25村	凶作・減免	越訴
			越後	魚沼郡	田地受作の件、1400人	強訴
			肥後	天草郡	相続仕法復活、500人	打毀
		11	若狭	遠敷郡	凶作、米買い占め、300人	打毀
			安芸	広島町	米騰	打毀
			越前	三国町	凶作、米騰	不穏
			越前	敦賀町	米騰、張札	不穏
			下野	烏山領9村	凶作、米騰、200人	打毀
			三河	設楽4村	村役人直訴	越訴
			備後	神石郡	苛政、100余人、	不穏
		12	能登	鹿島郡	米騰	不穏
			摂津	安部村	凶作、庄屋非違	打毀
	5	1	陸中	八戸領	減免、6000人	強訴
		1	羽後	前北浦	米騰、家口米仕法反対、2000人	強訴
		2	羽後	奥北浦	郡方廃止、諸役廃止要求、銀山廻米反対、3000人	暴動
			羽後	湯沢町	米騰	不穏
			讃岐	宇多津村、外	米騰	打毀
			陸奥	5戸通	重税反対、2000人	強訴
		4	武蔵	今宿村	穀物売り渡し要求	打毀
		5	安芸	海田村	直訴計画	越訴
		6	武蔵	騎西、外	凶作、米騰	打毀
			遠江	見附宿	米騰	騒動
		8	下総	銚子町	凶作、米騰、6戸打潰	打毀
		11	淡路	れき田村	直訴計画	越訴
	6	4	安芸	大崎島	出訴、600人	強訴未遂
			美濃	梅津郡61村	水害、不正工事から屯集、4000人	打毀
			大和	宇陀郡	不明	打毀
		8	羽後	能代町	物価騰貴、300人	打毀

	7	3	大和	多武峯領	一揆	不明
		4	陸前	渡波村	米騰、数百人	打毀
		6	陸前	名取、柴田郡	流木伐出の中止要求	強訴
			加賀	金沢町	米騰、500人	打毀
			信濃	飯田町	米騰	打毀
		7	越前	勝山領	米騰	打毀
			伊勢	射和村	米騰、50人	打毀
			加賀	高浜村	米騰、200人	打毀
			相模	大磯宿	米買占	打毀
			伊豆	下田町	米騰、4戸打潰し	打毀
		8	加賀	能美郡	米騰、500人	打毀
			甲斐	都留、山梨郡	米騰、絹価下落、3万数千人	暴動
			信濃	稻荷山村	米騰	打毀
			駿河	駿府町	米騰、7戸打潰	打毀
			下野	佐野町	米騰、6戸打潰	打毀
		9	三河	岡崎領	米騰、証文破棄、5000人以上	暴動
			豊前	中津領	飢饉、年貢免除	強訴
			陸奥	高杉組	凶作、倭見皆引、200人	強訴
			摂津	大阪町	米騰	打毀
		10	信濃	馬込地方	減免、借金の件、30人	強訴未遂
			駿河	岡部宿	米騰、500人	打毀
			駿河	島田町	米騰、上築地付おそう	打毀
		11	越後	下奥野新田	米騰、200人	不穩
			越後	中之島組	米騰	不穩
			盤城	三春領	米騰、米無心、60人	不明
			陸中	安俵通	銭札通用反対、数千人	強訴
			上野	大間々入18村	物価騰貴、1200人	暴動
			美作	真庭郡	凶作、飢饉	強訴未遂
			武蔵	多摩郡	穀屋打毀の張札	不穩
			武蔵	榛沢、旗羅郡	救助要求	不穩
			山城	京都町	凶作、米騰	強訴
			安芸	竹原町	米騰、1000余人	打毀
		12	上野	吾妻郡	凶作、一揆の張札	不穩
			羽前	村山地方	米騰、夫食不足	不穩
			越後	魚沼20余村	凶作、700人	暴動
	8	1	越前	丹生郡	酒屋打毀の張札	不穩
		2	羽前	白岩郡	凶作、米騰、数百人	暴動
			周防	三田尻地方	飢饉、役人の非違	暴動
			摂津	大阪町	大塩平八郎の乱	叛乱
		3	駿河	富士郡	米金借受強請	強訴未遂
			大和	多武峯領	米銀の貸与、500人	強訴

			越後	魚沼郡	凶作、飢饉、請負免除	打毀
			近江	甲賀郡24村	米、酒屋打毀の張札	不穩
			摂津	大阪町	米騰	打毀
		4	越後	巻村	米強奪	不明
			河内	富田林付近	飢饉、屯集	不穩
			陸前	石巻町	米騰、70人	打毀
			備後	三原町	大塩乱の影響、800人	暴動
		5	播磨	西村	凶作	打毀
			美濃	岩村領52村	新法に不満	愁訴
			大和	松山町付近	米騰	打毀
		6	越後	蒲原郡	新潟倉庫打潰計画、千余人	打毀未遂
		7	摂津	能勢15村	米騰、500人	暴動
		8	下野・上野	小俣、小友村	米騰、貧農160	不穩
		12	信濃	飯山領	郷方役人の非政、3000人	打毀
			石見	浜田領	不明	暴動
9	1	肥前	松浦郡	飢饉、重謀	逃散未遂	
			三河	幡豆郡	代助郷重謀、数千人	強訴
		3	安芸	広島町	銀札潰し	不穩
		5	佐渡	200余村	奉行の恩赦、10000人（佐渡一國騒動）	打毀
		9	肥前	松浦郡36村	再発、2800人	暴動
		11	近江	蒲生郡8村	換地、屯集	強訴
10	2	相模	高座郡3村	困窮、用人排斥、	愁訴	
		7	越前	三国町	米騰、3戸打潰	打毀
		11	武蔵	多摩郡11村	返納金延期	越訴
	11	2	羽後	仙北郡	余米徴収反対、300人	打毀
		12	羽前	庄内領	領主国替反対	勝訴
	12	2	肥後	人吉領	商品作物収税反対、10000人	打毀
			肥前	天草郡	相続仕法復活、15000人	打毀
		5	日向	嵐田村	質地取戻し、244人	不明
		7	摂津	桜井谷3村	代官・家老の不正	不明
		秋	肥前	松浦郡29村	9年の再発、庄屋に不服	強訴
13	1	阿波	三好郡	凶作、専売反対、900人	暴動	
			阿波	美馬郡	凶作、専売反対、800人	暴動
			阿波	阿波郡	凶作、専売反対	暴動
		2	上野	恋越村	年貢不納同盟	越訴未遂
			相模	平間村	用金拒否	不明
		7	岩代	会津郡	前代官の不正	愁訴
			土佐	名野川郷	大庄屋の非違、329人	逃散
		9	筑前	博多町	幣制素乱	不穩
		10	近江	三上山地方	検知反対、12000人	強訴
14	2	肥後	天草郡	土地請返し、村政經理の立ち会い、数千人、 (9月・12月再発)	打毀	

		4	岩代	耶麻郡	下男夫役割符の免除要求	不穏	
		11	大和	添上郡	綿不作	強訴	
			信濃	南山郷	所領替	越訴	
			対馬	佐護郷	隠地摘発、苛政	強訴	
弘化	元	1	肥後	天草郡	対銀主反感	打毀	
		4	羽前	天領73村	庄内藩への知行替え反対（大山騒動）	暴動	
		2	春	上野	大間々町	町役人の不正、94人	騒動
		7	美濃	多良9村	役人の罷免	打毀	
		8	常陸	高部村	庄屋の不正、30人	強訴	
		9	安芸	山県郡	扱芋専売反対、1500人	強訴	
		3	2	近江	蒲生郡3村	国替、年貢据え置き	越訴
		4	駿河	三保村	代官の横暴	越訴	
		閏5	遠江	浜松領	水野氏の国替えを機に不満爆発、用金の不当申しつけ反対	暴動	
		4	1	肥後	天草郡	対銀主反感、15000人	暴動
		10	陸中	野田通、外	重税反対、12000人	強訴	
			盤城	檜葉郡	年貢米の土地払い要求	愁訴	
嘉永	元	2	飛騨	大野郡、外	元伐稼平等割要求	越訴	
		7	越中	富山町	用金賦課	打毀	
		2	1	播磨	小田、住吉村	竜野樹重課、300人	強訴
		10	安芸	広島町	預切手差支え	打毀	
		3	8	豊後	別府地方	米騰	打毀
				豊後	別府町	米騰	打毀
		11	信濃	伊那郡	入会地諸木払下反対	強訴	
			大和	平群郡32村	凶作、破免直訴	越訴	
			武蔵	神奈川宿	米騰	不穏	
		4	2	備中	門田村	山開発歎願	越訴
		4	因幡	佐治谷、外	難渋、屯集	不穏	
		12	筑前	吉木村	大庄屋の非違、数百人	強訴	
				備中	新見町	銀札騒動	騒動
		5	2	岩代	掛田村、外	貧農借金党の総連組	打毀
		10	安芸	玖波村	水害、救助要求	強訴未遂	
		6	5	陸中	野田通、外	重課、専売制反対、8500人	逃散・越訴
		7	陸奥	五戸通	重課、高割投銭反対、3000人	強訴	
				遠江	中泉代官所	代官手代、郡中惣代の非違	越訴
		8	越後	栃尾郷	重税反対、10000余人	打毀	
安政	元	6	越後	栃尾郷86村	紬買い占め反対、3000人	打毀	
		7	駿河	小島領吉原村	渡世難渋、31人	強訴未遂	
				加賀	宮越町	町役人の不正、	打毀
				越後	寺宿町	米騰、津留要求	騒動
		11	備前	岡山地方	札つぶれ	強訴未遂	
		12	紀伊	有田郡	みかん問屋統制	打毀	

	2	3	武蔵	足立郡4村	地頭用人の不正	強訴
		11	豊前	時枝領14村	課税免除、数千人	暴動
	3	6	備中	邑久郡17村	服装差別、部落民2000人	強訴
		11	下野	黒羽領	米払下相場の不当つり上げ	強訴
	4	1	遠江	盤田郡73村	分一税増徴反対、1400人	強訴
		3	信濃	竹佐村	庄屋反対、81人	越訴
		4	尾張	小牧宿助郷51村	宿役人の不正	越訴
		8	伊予	松溪関4村	庄屋非違	強訴
		12	摂津	桜井谷	代官非違	打毀
			伊豆	熱海村	網子騒動	不明
	5	1	三河	有海村	庄屋に不満、35人	強訴
		7	越中	泊地方	小作料減免、600人	不穏
			加賀	金沢地方	米騰、2000人	不穏
			加賀	鶴米地方	米騰、数百人	打毀
			越中	新川郡、外	米騰	打毀
			越中	井波・福光	米騰	打毀
			能登	宇出津村、外	米騰	打毀
			越中	氷見町	米騰、30余戸打潰	打毀
			越中	富岡町	米騰、数十戸打潰、800人	打毀
			越中	魚津町	米騰	打毀
			能登	七尾町	米騰	打毀
			紀伊	尾鷲町、長島町	米買占	打毀
		8	能登	輪島町	米騰、7戸打潰	打毀
		10	越中	新川郡	小作料減免、600人	強訴
		11	薩摩	加世田郷	在郷武士に反感、6000人	強訴
		12	和泉	大島郡41村	凶荒、苛政	強訴未遂
			三河	設楽郡19村	不作、郡代非違	強訴
			遠江	長上郡	年貢割当につき	強訴未遂
	6	7	上総	茂原村	米騰、300人	打毀
		10	上野	桐生町	糸価暴騰	不穏
		11	上野	桐生地方	機業衰微	越訴
			山城	京都町	生糸暴騰から困窮、100人	打毀
		12	信濃	南山地方	減租、1600人(南山一揆)	強訴
万延	元	2	伊予	俵津浦	庄屋、組頭非違	不穏
		閏3	伯耆	米子町	家賃不払い	騒動
		4	丹波	多紀郡	減免、質入物返還、2000人	強訴
		6	羽前	東根地方	米騰、安米、1100人	打毀
		7	美濃	群上郡	生糸専売反対	強訴
		8	丹波	福知山領	産物会所反対、18000人(市川騒動)	暴動
		9	羽前	寒河江領	不作、米騰、数百人	不穏
		10	信濃	竜江地方	小作料減免、	不穏

			河内	石川郡3村	凶作、米納要求、100余人	強訴
			伊予	川之江村	小前騒ぐ	不明
		11	備中	吉備郡	100人	越訴
			三河	川合村	米商に反感	不穏
			丹波	船井郡	米価引き下げ、質入物返還、2000人	打毀
			遠江	周智郡46村	凶作、救助米、1500人	強訴
			大和	生駒郡9村	小作料の件	不穏
			丹波	保科氏領15村	用銀重課（五千石騒動）	打毀
			備後	福山領	米騰	不穏
		12	筑前	遠賀郡12村	現穀米、救金拝借、500人（島郷騒動）	不穏
			河内	丹南領	凶作、減免	強訴
			因幡	長瀬村	借米強訴、400人	打毀
文久	元	1	紀伊	阿田和村	493人	強訴
			上野	桐生新町	米騰	不穏
			上野	太田宿	糸高値、7戸打潰	打毀
			下野	足利町	糸高値、4戸打毀	打毀
		2	摂津	熊野田町	村役人の非違、172人	打毀
		5	越後	松之山郷	米騰、米買占、数百人	打毀
			淡路	津名郡	庄屋の不正、300人	打毀
		9	相模	藤沢宿	米騰	不穏
			越後	小千谷町	伝馬負担増加	強訴
	2	3	丹後	宮津領	物産御改法反対	越訴
			伊予	小藪村	特権問屋反対	打毀
			伊予	吉田村	池の築造反対	強訴
			日向	木の脇村	開田一件	不穏
		10	上野	高崎町	伝馬負担増加	強訴
			伊賀	上野町	米買占、困窮	不穏
	3	3	盤城	守山領7村	増助郷減免	強訴未遂
		5	羽前	置賜郡35村	増米、知行替反対	越訴
		11	豊後	日田郡	役人の非違	不明
元治	元	1	備前	下津井村	村役人の不正	強訴
		6	日向	江田村	徒党、家巻き	打毀
		8	常陸	那珂郡	激派への不平、世直し	打毀
			近江	北庄村	米買占め	打毀
			但馬	朝来郡	小作料取り立て苛酷	打毀
			美作	真島郡	軍夫出役に不満	逃散
			武蔵	神戸村	減免、重課	強訴
		11	山城	木津郡	郷入用免割りに不満	打毀
		12	美濃	武儀郡	年貢の件	不明
			大隅	大島郡	砂糖総買入反対（犬田布一揆）	暴動
慶応	元	1	山城	木津郷	再発	打毀

			盤城	植田村	こんにゃく運上に疑惑	不穏
		3	信濃	上穂村	米騰、300人	打毀
		5	信濃	飯田地方	米騰、1500人	打毀
			信濃	駒場宿	米騰、300人	打毀
		6	伊豆	三島宿	米騰	打毀
			相模	藤沢宿	米価引下	不穏
		8	越後	直江津町	米騰、11戸打潰	打毀
		9	盤城	白川郡	こんにゃく税反対	打毀
			信濃	水内郡	麻紙専売反対	打毀
		11	三河	設楽郡6村	不作、減免	強訴未遂
		12	隠岐	周吉郡11村	凶作、米騰	打毀
			豊後	佐賀関	貧民騒擾	打毀
		1	盤城	白川郡	再発、こんにゃく税	打毀
	(1866)	2	越後	頸城郡	米騰	打毀
			尾張	名古屋町	物価騰貴、150人	不穏
		3	信濃	水内郡	桑騒動	暴動
		4	常陸	那珂郡	商家おそう	打毀
		5	播磨	20か村	不明	不穏
			摂津	難波、木津	米騰	打毀
			和泉	下条大津	米騰	打毀
			大和	生駒4村	米騰、60人	打毀
			河内	国分村	米騰、数百人	打毀
			上総	木更津村	米騰	打毀
			越前	丸岡領	不明	強訴
			信濃	飯田町	米騰	打毀
			摂津	兵庫湊	米騰、41戸打潰、2000人	打毀
			摂津	西宮町	米騰	打毀
			摂津	池田町	米騰、18戸打潰	打毀
			摂津	大阪町	米騰、885戸打潰	暴動
			和泉	境町	米騰	打毀
			和泉	貝塚町	米騰、9戸打潰	打毀
			相模	藤沢宿	米価引下	不穏
			武蔵	江戸	米騰	打毀
			武蔵	品川宿	米騰、24戸打潰	打毀
		6	武蔵	名栗村、外	米騰、生糸改所反対、10000人（武州一揆）	暴動
			岩代	信達180村	蚕種、生糸新税反対	暴動
			羽前	長崎村	穀屋おそう	打毀
			上野	多胡郡、外	武州一揆の影響	暴動
			但馬	村岡領	軍夫役忌避	強訴
			下総	千葉町	米高値	強訴未遂
			越後	塩沢町	米不足	強訴

		7	陸前	栗原郡	凶作、重税、4000人	暴動
			伊予	大洲領	商人の暴利反対、3000人	暴動
			越後	魚沼郡	7品運上品替、縮課税反対	打毀
			羽前	村山郡	米騰、2000人（兵蔵騒動）	打毀
			石見	石見銀山領	戦争による混乱	暴動
			陸中	釜石村	米騰、200人	打毀
			陸中	気仙沼町	米騒動、6戸打潰	打毀
		8	石見	浜田領数十か村	戦争による混乱、藩札引替	強訴
			豊前	小倉領	戦争による混乱	暴動
			近江	愛知川宿	米騰、400人	打毀
			盤城	梁森村	助郷重課	越訴
			信濃	筑摩郡	米騰、米買占	打毀
			武蔵	入間郡16村	農兵新設令反対	強訴
			下野	今市宿	不明	打毀
			伊勢	津町	米商人おそう	打毀
		9	羽前	鶴岡地方	減免、救助、1000人	不穩
			武蔵	江戸	米騰	不穩
			陸前	登米町	米騰	不穩
			豊後	臼杵町	米買占	打毀
		10	信濃	飯山領	凶作、米騰、数千人	不穩
		11	三河	刈田領	凶作、用水堀割反対、数千人	不穩
			美作	津山領	凶作、用水誅求、2000人	強訴
			美作	勝山領、外	凶作、苛政、400人	打毀
			越後	新津地方	米安値売渡し、1400人	不穩
			越後	水原80村	上の波及、2000人屯集	強訴
			上野	利根入村々	困窮、400人	不穩
		秋	下野	那須郡	減免	強訴
		12	豊後	国東郡	古市、今市おそう、1000人	打毀
			美作	勝北郡	人夫、入用銀割当反対	強訴
			陸中	和賀郡、外	重税、未納分免除、数千人	強訴
			備中	倉敷村	米騰	打毀
			美濃	恵那郡	減免、千余人	強訴
			豊後	大野郡	凶作	不明
			越後	刈羽郡7村	天領から長岡領への移管反対	越訴
			武蔵	笠原村	米騰、米貸下	強訴
			河内	津田村	本丸山に屯集	不穩
			淡路	湊浦	貧民一揆	不明
			伊予	千町山村	藩の山林濫伐	暴動

【出典】谷川健一編集代表（1968）『日本庶民生活史料集成第6巻』三一書房、巻末資料「百姓一揆小年表」より作成